

(案)

稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議 運営要領

平成24年7月3日

稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議座長決定

稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議の開催について」（平成24年6月26日内閣官房長官決裁）（以下「内閣官房長官決裁」という。）に定めるもののほか、この運営要領の定めるところによるものとする。

1. 座長の職務について

座長は、内閣官房長官決裁3（1）から（3）に関連する事項の取りまとめを行う職務を担うものとする。

2. 座長代理について

会議に座長代理を置き、座長代理は構成員のうちから座長が指名する。座長代理は、座長に事故があるときに、その職務を代理する。

3. 会議の公開について

会議は原則として公開とし、会議の議事要旨を作成し、会議終了後速やかに公開する。但し、座長が公開することにより支障があると認める場合には、会議の全部又は一部を非公開とすることができるほか、議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

4. 配布資料の公開について

会議で配布された資料は、原則として会議終了後速やかに公開する。但し、座長が公開することにより支障があると認める場合には、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。